

平成18年 第2回定例会

6月6日～8日までの会期
で開催され、31議案を慎重
に審議し、議決しました。

平成17年度 桜川市一般 会計補正予算(第3号)

問 県営土地改良事業負担金
四〇万円の内容は。

答 岩瀬地区泉川土地改良区
の市負担分の起債の金額で
す。

問 消防債一四四〇万円の減
額内容は。

答 消防自動車二台と水槽付
ポンプ自動車を入札した結果
生じた差額です。

問 まちづくり交付金事業の
調整分とは何か。

答 まちづくり交付金事業に
ついては、補助金は四〇％、
残り六〇％のうちの七五％を
起債、二五％を財源対策債で
活用しており、それを調整分
と表現しています。

問 合併後の二町一村合わせ
た繰越金の総額は。

答 六月補正を差し引いて現
在六〇〇〇万円弱です。

平成17年度 一般会計予算 の繰越明許費繰越計算書

問 繰越明許費の事業内容と
今後の見通しは。

答 輸入急増戦略対応特別対

策事業は借り入

れ予定地に、相

続手続の済んで

いない土地があ

り、十八年八月

ごろまでに完了

予定です。

農村総合整備

統合補助事業

は、買収の承諾

を得て早急に工

事に入れる状態

です。

ふるさと水と

土ふれあい事業

は、つくし湖の

交流広場工事を

十八年度内に完成させます。

県単自転車道整備事業は、

岩瀬地区の河川整備で十九年

度完成予定です。

地方道路整備臨時交付金事

業は、真壁上曾トンネルで県

委託事業の発注がくれたため

です。

安全快適なみち緊急整備市

町村補助事業は、※ボックス

カルバートの設置協議調整に

よる発注がくれたためです。

大和中学校基本設計委託事

業は翌年度に繰り越しして早

急に進めてまいります。

まちづくり交付金事業は、

岩瀬駅前整備で土地三件、物

件補償七件を繰り越すもので



筑波山のふもとにあるつくし湖周辺は、豊かな森と水を活用
したふれあい事業が進められている。(真壁町椎尾地区)

桜川市障害者介護給付費 等の支給に関する審査会 の委員の定数等を定める 条例

問 審査委員五人の構成メン
バーは。

答 障害施設嘱託医、障害施

設の長、社会福祉士、介護福
祉士、介護支援専門員、看護
師、精神保健福祉士、社会福
祉主事などから選ばれます。

桜川市農業委員会の選挙 による委員の定数等に関 する条例

問 旧町村単位で行われる農
業委員選挙の定数は。

答 選挙人の数に比例して条
例で定めます。岩瀬五四二〇
人、真壁三八九人、大和二
九九四人を合計一万二二三
人で割り、定数二十人にその
比率を掛けると、岩瀬九人、
真壁六人、大和五人となりま
す。

問 現在県内に女性農業委員
が三十人いるが、定数削減で
体制が整えられるのか。

答 これから国の農業政策が
大変革する時期です。女性で
農業に携わっている方も手を
挙げて、活発な農業政策に対
する意見を出し、有効農地活
用に邁進していくのが一番よ
いと考えます。

発な質疑!

活し対に案議各

桜川市税条例の一部改正

問 税源移譲に伴い、税収と住民に与える影響について。

答 試算では、桜川市において四億四三九二万円の増収になりますが、国税と地方税を足した税率は変わらないので、税源移譲によって市民に与える影響はありません。

桜川市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正

問 対象となる地区、企業数、課税免除額の推計は。

答 大和地区の台山高森工業団地、岩瀬地区の長方工業団地、真壁地区の筑波真壁工業団地です。企業は三社で、課税免除額は六六七万五七〇円です。

塚田伝奨学基金設置及び管理に関する条例及び塚田伝奨学資金支給条例の一部改正

問 奨学金の内容と目的等について。

答 経済的な理由により就学が困難な高校生の授業料相当額、月額九六〇〇円を支払う制度で返済はありません。

桜川市営住宅管理条例の一部改正

問 管理人は置かないのか。管理料の最高額と市営住宅借地料の最高額は。

答 管理人は、十八年度から廃止します。管理料は一戸年間一五〇〇円、二八二戸で四二万三〇〇〇円。岩瀬地区で借地料は総額二五四万七四五六六円で、最高は三三一万七四二〇円。真壁地区では総額三三二万四六〇〇円、最高額は六三万七二〇〇円です。坪単価平米当たり、岩瀬地区で最低二一九円、最高五一九円。真壁地区で最低一九〇円、最高三〇一円です。

平成18年度 桜川市一般会計補正予算(第一号)

問 ふるさと探検隊の内容は。

答 小学生を対象に農村の豊かな自然、景観を体で感じてもらい、農地や土地改良の持つ役割とか重要性を学習する事業で、県からの委託事業です。

問 児童手当の国の負担は三分の二から三分の一に減らし、市の負担は逆に二倍になるが、具体的な金額について。

答 支給対象年齢が、現行の小学校三学年終了時から六学年終了時まで引き上げられ、三学年までの市の支出は三四七九万一〇〇〇円ですが、改正により六三七万三〇〇〇円の増額になります。

桜川市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

問 施設の使用件数と使用料は。

答 平成十六年度は一六

八件で、使用料は五万四三〇円。十七年度は一一四五件で四万二五〇円です。

問 改善センターの夜間の利用時間を、経費節減からも十時から九時にしては。

答 内部で調整をしていく必要がありますが、利用時間を少し長くとおく方が市民サービスになるという一面もあります。

問 集落センターへ補助金を出しているのか。

答 条例で公民館として認められているところへ出しています。



地域住民の憩いの場として活用されている農村環境改善センター(加茂部地区)